

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部動物実験委員会規程

(平成 23 年 10 月 12 日制定)

改正 平成 25 年 4 月 1 日 平成 29 年 4 月 1 日
平成 30 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この規程は、園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部動物実験に関する規程(平成 23 年 10 月 12 日制定)第 3 章第 4 条に基づき、園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置き、園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部(以下「本学」という。)の動物実験等の適正な運営を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 動物実験に係わる教育、研究等に関する基本的な事項の調査並びにその指針の制定、適合及び改廃に関すること。
- (2) 動物実験責任者から申請のあった動物実験計画の内容及びその実施状況、結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取り扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容または体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価及び情報公開に関すること。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 人間健康学部長、人間教育学部長、短期大学部長
- (2) 関連する領域より本学の教員3名
- (3) その他学識経験者1名

2 前項第2号及び第3号の委員は運営会議の議を経て、学長が委嘱する。

3 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議及び運営)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

3 議長は、第1条の目的を遂行するために必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

4 委員の中で申請者となる者がいた場合は、会議には加わらないものとする。

5 委員会は、審議結果について、学長に報告または助言しなければならない。

6 審議内容、審議経過及び判定は、記録として保存し、委員会が必要であると認めた場合は公開することができる。

(庶務)

第5条 委員会の事務は、社会連携推進センターにおいて処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会の議を経て学長が定める。

付 則

この規程は、平成23年10月12日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。